

お知らせ

市営交通機関乗車証・タク
シー給付券をご利用の方は
更新手続きをお願いします

有効期間が平成29年3月31日(金)
までの市営交通機関乗車証または
タクシー給付券をお持ちの方で、
4月以降も引き続き利用される方
は、更新交付申請書の提出が必要
です。

1月下旬に申請書を送付しま
すので、同封の封筒で2月13日(月)
までに返送してください。

問 保健福祉課(福祉サービス)
☎6774・9857

後期高齢者医療制度に
加入している方へ

世帯内の後期高齢者医療制度の
加入者全員が1年間(平成27年8
月1日～平成28年7月31日まで)
に支払った医療保険と介護保険の
自己負担額の合計が、自己負担限
度額を超える被保険者は、申請に
より超えた金額が支給されます。
対象者には、1月下旬に大阪府
後期高齢者医療広域連合より申請
勧奨通知を発送します。

書類が届いた方は、必要事項を
記入、捺印のうえ、同封の封筒で返
送してください。

問 大阪府後期高齢者医療広域連合
給付課

☎4790・2031
窓口サービス課(保険年金)
☎6774・9956

4月から小・中学校へ入学する
お子さんがいる方へ

就学通知書を送付しました
1月6日(金)までに就学通知書が
届かない場合は、お問い合わせく
ださい。

●国立・私立の学校へ入学する場合
各学校が発行する「入学許可
証」と「就学通知書(お手元)に届
かなかった場合は不要」を区役
所1階2番窓口へ提出してくだ
さい。

●市立咲くやこの花中学校へ入学
する場合
学校からの指示に従ってくだ
さい。

不適正な就学は認められません

居住実態のない住所地に住民登
録をし、通学区区域以外の居住地か
らその学校へ通学するのは不適
正な就学です。住民登録を正しく
行い、適正な就学をしましょう。

不適正な就学とわかれれば、入学
した後でも適正な学校へ転校して
いただきます。

問 窓口サービス課(住民登録)
☎6774・9963

住民票の写しなどの
手数料を改定します

住民票の写し
などの証明発行
にかかる手数料
を、平成29年4
月1日から改定
します。改定後
は、コンビニで
の交付手数料が
窓口交付の手数
料より安くなり
ます。

コンビニ交付
の利用には、個
人番号カード等
が必要です。

問 「住民票の写しなどについて」
市民局 総務部総務課住民情報
グループ

☎6208・7337

「税証明書について」

財政局 税務部管理課管理グ
ループ

【主な証明書の改定後の料金】

証明書名	窓口交付	コンビニ交付
住民票の写し	300円	200円
印鑑登録証明書		
課税(所得)証明書		

☎6208・7773
「個人番号カードの申請について」
窓口サービス課(住民登録)
☎0570・06・3066

介護保険料のコンビニ納付
を開始します

平成29年1月以降に発行される
「コンビニ収納用バーコード」が印
刷された納付書により、介護保険
料をコンビニで納付できるよう
になりました。

※平成28年12月までに発行された
納付書は、コンビニで納付でき
ません。

問 保健福祉課(介護保険)
☎6774・9859

今月の各種無料相談会

■ナイター法律相談

日時／1月16日(月) 18時～21時
(受付は20時まで)

場所／区民センター
(生玉寺町7-57)

対象／市内在住の方

定員／40組(受付開始時の来場
者で相談順を抽選し、以
降先着順。定員超過時は、
抽選で相談できない場合
があります)

相談時間／1組30分以内

■日曜法律相談

日時／1月22日(日)

9時30分～13時30分

場所／中央区役所(中央区久太
郎町1-2-27)

対象／市内在住の方

定員／16組(申込先着順)

相談時間／1組30分以内

予約受付日時／

1月19日(木)、20日(金)

9時30分～12時

予約専用電話／

☎6208・8805

問 大阪市総合コールセンター
「なにわコール」
☎4301・7285
年中無休、8時～21時

区役所で行う無料相談

対象／市内在住の方
相談時間／1組30分以内

場所	時間	実施日	
6階 61番窓口	13:00 ～17:00	4日(水)、10日(水)、 16日(月)、23日(月)	弁護士による 法律相談 
1階 エレベーター ホール前	13:00 ～16:00 ※受付は 15:30まで	25日(水)	行政書士相談
		24日(水)	司法書士相談
		18日(水)	税理士相談
		11日(水)	不動産相談

…要予約(当日9時から電話または来庁) ※相談時間の指定はできません。

問 事業戦略室(広聴広報)
☎6774・9683

天王寺税務署

堂ヶ芝2-11-25

☎6772・1281

税理士による所得税、消費税(譲
渡所得除く)の相談会場を開設
します

日時／2月2日(水)～15日(水)

9時30分～15時(土・日曜
日、祝日除く)

※会場の混雑状況により、早
めに受付終了の場合あり。

場所／大阪合同庁舎第2号館別
館(中央区大手前4-1-
67)

注意／天王寺税務署には所得税

等の確定申告会場を開設
いたしません。

なんば市税事務所

浪速区湊町1-4-1 OCAT5階
☎4397・2948(代表)
FAX 4397・2905

固定資産税の申告書等を
提出してください

該当する資産をお持ちの方
は、申告書等を提出してくださ
い。

申告書等名称	資産	提出期限	提出先
償却資産申告書	事業用機械・器具等の償却資産	1月31日(火)	船場法人市税事務所 固定資産税グループ ☎4705-2941
住宅用地の申告書または 住宅用地の異動申告書	平成28年中に住宅の新築、増改築、 取り壊しや用途変更があった土地		なんば市税事務所 固定資産税グループ ☎4397-2957(土地) ☎4397-2958(家屋)
現所有者に関する申告書	1月1日までに死亡した方が所有者として 登記(登録)されている土地や家屋		
非課税適用(取消)申 告書	公共のために利用されている一定の 私道など非課税に該当する固定資産	非課税適用(取消)の事実 発生の日から10日以内	
土地分割評価届出書	利用状況により2つ以上に明確に 区分できる1筆の土地	随時	

個人市・府民税(普通徴収分)第4
期分の納期限は1月31日(水)です

問 市民税等グループ(個人市民
税担当)

☎4397・2953

広告募集中

詳しくは、天王寺区ホームページをご覧ください。
<http://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/>